

静岡県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月27日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第33号

静岡県証紙条例の一部を改正する条例

静岡県証紙条例（昭和39年静岡県条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p><b>第2条</b> 県が収入する使用料及び手数料のうち、別に定めるものを除くほか規則で定めるものは、静岡県収入証紙（以下「証紙」という。）により徴収する。</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p><b>第2条</b> 県が収入する使用料及び手数料のうち、<u>他の条例</u>に定めるものを除くほか規則で定めるものは、静岡県収入証紙（以下「証紙」という。）により徴収する。</p> <p><u>2</u> <u>前項又は他の条例の規定にかかわらず、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による委託を受けた使用料及び手数料については、証紙により徴収することを要しない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。